○証拠物件封印措置要領の制定について（通達乙）

（令和６年12月23日　刑企発第451号）

（概要）

証拠物件の保管管理業務の軽減、証拠物件の紛失・誤廃棄等の捜査事故を未然防止するため、封印措置要領について定めたもの。